

仙北市角館伝統的建造物群保存地区路上喫煙の禁止等に関する条例

豊かで美しい自然環境と多くの歴史的史跡を有する仙北市の中で、仙北市角館伝統的建造物群保存地区（以下「伝建地区」という。）は、江戸時代初期から今日まで城下町としての特色を色濃く残す歴史的にも貴重な町並みであり、国の重要伝統的建造物群保存地区に選定されている。

私たちはこの地域が、将来にわたりその歴史的価値を維持し、国民の文化的向上に資するためにも、市民、事業者、土地所有者等及び市はもとより、この地区を訪れるすべての人々が協力し、路上等における喫煙が不慮の災害の起因となることのないよう、また、ごみや吸い殻等のポイ捨てによる環境の悪化を招かないように努めなければならない。

この理念を誰もが共有し遂行するために、この条例を定めるものである。

（目的）

第1条 この条例は、伝建地区内における路上喫煙の禁止等について、市、住民等、事業者及び土地所有者等の責務を明らかにするとともに、禁止行為その他の必要な事項を定めることにより、安全及び快適な環境を確保することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）路上喫煙 伝建地区内の敷地、道路、公園、広場、その他の公共の場所において、たばこを吸うこと及び火の付いたたばこを持つことをいう。
- （2）吸い殻等 たばこの吸い殻、チューインガムのかみかす、紙くずその他これらに類するもの、缶、瓶、ペットボトルその他の容器をいう
- （3）ポイ捨て 吸い殻等をみだりに路上その他の場所に捨てることをいう。
- （4）住民等 伝建地区内に居住し、若しくは勤務し、又は伝建地区内に滞在し、若しくは伝建地区内を通過する者をいう。
- （5）事業者 伝建地区内で事業活動を行うすべての者をいう。
- （6）土地所有者等 伝建地区内の土地、建物又は工作物を所有し、占有し又は管理する者をいう。

（市の責務）

第3条 市は、この条例の目的を達成するため、路上喫煙、吸い殻等のポイ捨て及びごみ捨て等の禁止に向けて総合的に施策を実施するものとする。

2 市は、路上喫煙、吸い殻等のポイ捨て及びごみ捨て等の禁止について、住民等及び事業者に対して意識の啓発を図るとともに、住民等による自主的な活動及び協力を求めるものとする。

（住民等の責務）

第4条 住民等は、路上喫煙、吸い殻等のポイ捨て及びごみ捨て等の禁止について、連帯して意識の醸成を図るとともに、清掃活動の充実等に努めなければならない。

2 住民等は、この条例の目的を達成するため、市が実施する施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、事業活動を行うに当たり、自己の施設及び事業活動を行う場所ならびにその周辺を清掃し、清潔を保持しなければならない。

2 ごみの散乱の原因となる恐れのある物の製造、加工、販売、配布等を行う事業者は、路上喫煙、吸い殻等のポイ捨て及びごみ捨て等の禁止について、消費者に対する意識の啓発その他の必要な措置を講じなければならない。

3 自動販売機の設置又は管理を行う事業者は、空き缶等の回収容器を設置し、これを適正に管理しなければならない。

4 事業者は、この条例の目的を達成するため、市が実施する施策に協力しなければならない。

(土地所有者等の責務)

第6条 土地所有者等は、ごみの散乱その他の理由によって、自己の土地、建物又は工作物及びその周辺地域が清潔、安全及び快適な環境を損なう状況にあるときは、自らの責任において処理しなければならない。

2 土地所有者等は、この条例の目的を達成するため、市が実施する施策に協力しなければならない。

(路上喫煙、吸い殻等のポイ捨ての禁止)

第7条 何人も、伝建地区内において、路上喫煙、吸い殻等のポイ捨てをしてはならない。

2 市長は、前項の規定に違反した者に対し、その行為の中止又は原状回復を指導することができる。

(勧告)

第8条 市長は、第5条第1項から第3項まで及び、第6条第1項の規定に違反していると認める者に対し期限を定めて、必要な措置を講ずべき旨の勧告をすることができる。

2 市長は、前項に規定する勧告を受けた者が正当な理由なくその勧告に従わなかったときは、その者に弁明及び意見を述べる機会を与えた上で、その氏名等を公表することができる。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成19年10月1日から施行する。